

## MG保証：だいとうカードローン(随時返済型)用

### カードローン当座貸越契約規定（随時返済型）

MG保証株式会社（以下、「保証会社」という。）の保証に基づき、株式会社大東銀行（以下、「銀行」という。）と、銀行WEBサイト上に入力し、銀行と合意した内容でカードローン当座貸越契約（随時返済型）（以下、「本契約」という。）を締結した者（以下、「借主」という。）が、銀行と行う当座貸越取引は、この規定の定めるところによります。

#### 第1条（契約の成立）

本契約は、借主が銀行に申し込み、銀行が審査を行い、承諾したときに成立します。ただし、本契約前において、次のいずれかの事由が発生した場合、銀行は当座貸越を行わないものとし、さらに本契約を解約することができます。

- (1) 本契約第9条に定める期限の利益喪失事由が発生したとき。
- (2) 本契約における借主の銀行に対する権利が譲渡若しくは差押えられたとき。
- (3) その他当座貸越を実行できない事由があると判断したとき。

#### 第2条（取引の方法）

1. この取引による当座貸越は、預金口座の普通預金残高がない場合に利用するものとし、総合口座通帳または普通預金通帳（以下、「通帳」という。）には、当座貸越の貸出金と普通預金の払戻額は合算して表示します。
2. 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり、前項に該当する場合は、当座貸越により借入れ、借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。
3. 同日に数件の当座貸越の貸出の請求がある場合には、当座貸越の極度額の範囲内で取扱うものとし、そのいずれを貸し出すかは銀行の任意とします。
4. 貸越金の残高がある場合には、預金口座に受入れたまたは振込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでは、この資金から除く。）は、貸越金の残高に達するまで、自動的に貸越金の返済にあてるものとします。この場合、通帳および払戻請求書の提出は省略します。
5. 総合口座取引による貸越金がある場合は、この取引による貸越金から先に返済にあてるものとします。これらの場合、通帳の残高欄には、貸越金残高または預金残高のいずれか表示します。
6. 総合口座取引による貸越金の担保となる定期預金を預入（追加預入を含む。）した場合、以降総合口座取引の当座貸越極度額または、極度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱います。
7. 総合口座による当座貸越金の担保となっている定期預金が解約されたことにより、総合口座による当座貸越金残高が総合口座取引の当座貸越極度額を超えた場合、超えた金額は、第4条第1項の極度額の範囲内で、本契約による当座貸越金として取扱うものとします。その場合、第4条第1項の極度額を超える金額は、直ちに返済するものとします。
8. この取引に基づく貸出は、カードまたは銀行所定の払戻請求書を使用して行うものとします。払戻請求書により借入れる場合は、銀行所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印して、通帳とともに提出するものとします。

#### 第3条（契約期間）

## MG保証：だいたうカードローン(随時返済型)用

1. この取引の契約期限は、契約成立の月から3年後の応当月の末日までとします。ただし、期間満了日の前営業日までに銀行から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、期間満了日に借主が75歳以上に達している場合は期間の延長はしないものとします。
3. 期限の前日までに当事者の一方から期間の延長をしない旨の申出がなされた場合は、次のとおりとします。
  - (1) 貸越元利金がある場合は、一括弁済します。
  - (2) 貸越元利金がない場合は、期限の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。

### 第4条 (貸越極度額)

1. 貸越極度額は、申込書記載の貸越極度額(以下、「極度額」という。)とします。なお、銀行がこの極度額を超えて支払をした場合にもその金額は当座貸越借入金としてこの契約が適用されることを承認し、銀行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。
2. 前項にかかわらず、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるとき、銀行または保証会社が相当と認めた場合は、銀行からの通知のみにより極度額を増額または減額すること(貸越極度額を0にすることを含みます。)または貸越を中止することができるものとします。なお、極度額が減額された場合には減額後の極度額を超える貸越金を、貸越が中止された場合には貸越元利金全額を銀行から請求がありしだい直ちに支払います。

### 第5条 (利率、損害金等)

1. この取引の貸越利率(保証料率を含む。)は、申込書記載の利率とします。
2. 貸越金に対する利息(保証会社への保証料を含む)は付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に預金口座から引落とし、貸越元金に組み入れることとします。
3. 前項の組み入れにより貸越限度額を超える場合には、銀行から請求がありしだい直ちに貸越限度額を超える額を支払います。銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金割合は、年14.0%(年365日の日割計算)とします。
4. 貸越金の利率および損害金の割合は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は前項の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
5. 銀行が銀行所定の基準により一般に適用される貸越利率より優遇した利率を適用した場合は、いつでもその優遇した利率の変更または適用の中止をすることができるものとします。

### 第6条 (返済方法)

1. この取引は、契約期間内は随時返済とし、契約期限には貸越元利金全額を返済します。総合口座取引による当座貸越金がある場合は、本契約による当座貸越金から先に返済にあてるものとします。
2. 銀行は、第4条第1項に規定する極度額を超えて貸越をした場合において、指定口座に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く。)があるときは、極度額を超える額につき、各種料金等の支払いに優先してこの返済に充当することができます。

### 第7条 (諸費用の引落とし)

## MG保証：だいとうカードローン(随時返済型)用

本契約の締結に際し、借主が負担すべき印紙代等の費用は、銀行所定の日に普通預金・総合口座通帳および払戻請求書によらず、指定口座から引落しのうえその支払いに充当できるものとし、ます。なお、残高不足等で引落しができない場合、銀行は本カードローンの申込みまたは本契約を取消することができるものとし、ます。

### 第 8 条（担保）

本取引による当座貸越金がある場合には、当該総合口座に入金または振込まれた証券類は、借入金の担保として銀行に譲渡したものとし資金化され次第借入金の返済に充当します。

### 第 9 条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本契約による債務全般について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとし、ます。
  - (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促をしても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
  - (2) 保証会社からの保証の取消・解除の申出があったとき。
  - (3) 支払の停止、破産、民事再生手続開始の申立があったとき、または借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき。
  - (4) 借主が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
  - (5) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (6) 借主の預金、その他銀行に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令・通知が発送されたとき。
  - (7) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
2. 次のいずれか場合には、借主は、銀行からの請求によって、本契約による債務全般について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとし、ます。
  - (1) 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
  - (2) 借主が銀行との取引約定のひとつでも違反したとき。
  - (3) この契約による当座貸越取引に関し、借主が銀行に対する虚偽の資料提供または申告をしたとき。
  - (4) 第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項に基づく項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたとき。
  - (5) 前各号の他、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
  - (6) 借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (7) 借主が借入の際に銀行に申出た資金用途と異なるものにこの契約による融資金を充てたとき。
  - (8) 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前 2 項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領

## MG保証：だいたうカードローン(随時返済型)用

しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

### 第 10 条 (反社会的勢力の排除)

- 借主及び連帯保証人は、借主又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為。
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為。
  - その他前各号に準ずる行為。
- 借主又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が認めたときは、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主又は連帯保証人に損害が生じた場合であっても借主又は連帯保証人は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときには、借主又は連帯保証人はその損害賠償責任を負うものとします。

### 第 11 条 (解約等)

- この取引を解約する場合には、カード、通帳および届出印鑑を持参のうえ取扱店に申出るものとします。
- 第 9 条 1 項各号の事由があるとき若しくは第 9 条 2 項の請求がなされたときは、銀行はいつでも貸越を中止し、本契約を解約することができるものとします。
- 貸越取引の終了、貸越取引の一時中止、極度額の減額などの場合は、銀行は必要な措置を取るこ

## MG保証：だいたうカードローン(随時返済型)用

とができるものとし、かつ、これによって何らかの迷惑を被ることがあっても銀行は責任を負わないものとします。

4. 本契約が解約された場合は、直ちに当座貸越元利金の金額を返済するものとします。

### 第 12 条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、本契約による債務のうち返済日が到来したもの、または第 9 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

### 第 13 条 (借主からの相殺)

1. 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺通知到達の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

### 第 14 条 (債務の返済にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の理由により、どの債務と相殺するかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済又は相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。尚、借主がどの債務又は相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅滞が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第 2 項の尚書又は第 3 項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとし、

### 第 15 条 (印鑑照合)

銀行が、本取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影又は指定口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

### 第 16 条 (代わり証書の差入れ)

## MG保証：だいたうカードローン(随時返済型)用

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷した場合には、借主は銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差入れるものとします。

### 第 17 条 (費用の負担)

本契約に基づく取引に関し、権利の行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

### 第 18 条 (届出事項)

1. 借主は、カード、通帳または印章を失ったとき、または氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他銀行に届出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届出るものとします。尚、借主は、銀行が当該変更事項をMG保証株式会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとされることに予め異議なく承諾します。

### 第 19 条 (報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況並びに借主及び連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、又調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、又は借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

### 第 20 条 (公正証書作成義務)

借主は、銀行の請求があるときは、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをとるものとします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

### 第 21 条 (成年後見人の届け出)

1. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
2. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
3. 借主又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出るものとします。
4. 借主又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出るものとします。

### 第 22 条 (契約の変更)

1. 本契約の内容を変更する場合(ただし、第5条第4項により利率・料率に変更される場合を除く)、銀行は変更内容および変更日を通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容に従い、この取引を行います。
2. 前項によるこの契約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

MG保証：だいたうカードローン(随時返済型)用

第 23 条 (合意管轄)

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額等のいかんにかかわらず借主及び連帯保証人の住所地又は銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。